

岩 手 県 報

第 1 0 4 7 0 号

平 成 1 7 年 7 月 1 日

金 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

- 管理美容師資格認定講習会の指定……………（環境保全課） 1
- 管理理容師資格認定講習会の指定……………（ ） 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の
規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請
……………（資源循環推進課） 1
- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担
当させる機関の指定（栃内歯科医院）……………（地域福祉課） 1
- 県営土地改良事業計画の変更（古城地区）…（農村計画課） 2
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のた
めの同意の認定……………（水産振興課） 2
- 漁船損害等補償法の規定による指定漁船の普通損害
保険に付すべき義務の消滅……………（ ） 2
- 基本測量の実施……………（建設技術振興課） 2

- 道路の区域の変更……………（道路環境課） 2
- 県道の供用の開始……………（ ） 2
- 一般国道の供用の開始……………（ ） 3

盛岡地方振興局長告示

- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者
に係る事業所の所在地の変更…………… 3
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者に係る
事業所の所在地の変更…………… 3

大船渡地方振興局長告示

- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の通知…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了…………… 3

盛岡地方振興局長公告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… 4
- 一般競争入札の公告……………（出納局総務課） 4
- 一般競争入札の公告……………（医療局業務課） 7

告 示

岩手県告示第585号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 主催者の名称及び住所
- (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 講習期日 平成17年10月17日、10月24日及び10月31日
- 3 講習会場
- (1) 名称 岩手産業文化センター
- (2) 所在地 岩手郡滝沢村滝沢字砂込389番20
- 4 受講料 1人14,000円

岩手県告示第586号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 主催者の名称及び住所
- (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 講習会期日 平成17年10月17日、10月24日及び10月31日
- 3 講習会場

- (1) 名称 岩手産業文化センター
- (2) 所在地 岩手郡滝沢村滝沢字砂込389番20
- 4 受講料 1人14,000円

岩手県告示第587号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成17年7月1日から平成17年8月1日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び盛岡地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 名称及び住所 株式会社第一ポーターファーム 岩手郡玉山村大字下田字生出719番地3
- (2) 代表者の氏名 高田勝廣
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手郡岩手町大字土川第4地割字新田164番2及び334番7
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 動物のふん尿（鶏ふんに限る。）
- 5 申請年月日 平成17年6月13日

岩手県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療

扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
栃内歯科医院	盛岡市神明町10番35号	平成17年6月23日

岩手県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により
定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5
項の規定により、平成17年7月5日から同年8月2日まで関係書
類を縦覧に供する。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

地 区 名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
古城	当該事業計画に 係る土地改良事 業計画書の写し	前沢町役場

岩手県告示第590号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の
規定により、次の加入区について、同条第2項の規定による届出
を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったも
のと認める。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区 大船渡加入区
久慈市加入区
小子内浜加入区
普代村加入区

岩手県告示第591号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第
1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発
生のための同意の認定（平成13年岩手県告示第528号）で告示した
大船渡加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務
は、消滅した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第592号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第
1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発
生のための同意の認定（平成13年岩手県告示第528号）で告示した
久慈市加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務
は、消滅した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第593号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第

1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発
生のための同意の認定（平成13年岩手県告示第528号）で告示した
小子内浜加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義
務は、消滅した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第594号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第
1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発
生のための同意の認定（平成13年岩手県告示第528号）で告示した
普代村加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務
は、消滅した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基
本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、北上市、花巻市、江刺市、
一関市、釜石市、遠野市、宮古市、陸前高田市、大船渡市、玉
山村、住田町、紫波町、東和町、宮守村、岩泉町、山田町、川
井村、花泉町、金ヶ崎町、衣川村、大東町、藤沢町、室根村、
石鳥谷町、大迫町
- 2 基本測量を実施する期間 平成17年7月13日から平成18年2
月28日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（精密測地網高度地域基
準点測量）

岩手県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道
路の区域を次のとおり変更した。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 455号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町門字南三田 貝1番27地先から1番1地 先まで	新	24.0～11.6 ^m	25.7 ^m
	旧	14.5～11.6	25.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
- (2) 期間 平成17年7月1日から同年8月1日まで

岩手県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次
のとおり県道の供用を開始する。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 一関北上線
- 2 供用開始の区間 江刺市稲瀬字中島55番地先から68番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 水沢地方振興局土木部
イ 期間 平成17年7月1日から同年8月1日まで

- 1 路線名 455号
- 2 供用開始の区間
(1) 下閉伊郡岩泉町門字南三田貝1番27地先から1番1地先まで
(2) 下閉伊郡岩泉町門字南三田貝1番1地先から1番29地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
(1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
(2) 期間 平成17年7月1日から同年8月1日まで

岩手県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

盛岡地方振興局長告示

盛岡地方振興局長告示第69号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更に ついて次のとおり届出があった。

平成17年7月1日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

知的障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
03000200165113	盛岡医療生活協同組合ヘルパーステーションにじ	盛岡市津志田26地割32番地4	盛岡市津志田26地割30番地1	平成17年4月18日

盛岡地方振興局長告示第70号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更に ついて次のとおり届出があった。

平成17年7月1日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

児童居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
03000300040117	盛岡医療生活協同組合ヘルパーステーションにじ	盛岡市津志田26地割32番地4	盛岡市津志田26地割30番地1	平成17年4月18日

大船渡地方振興局長告示

大船渡地方振興局長告示第17号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、陸前高田市愛宕下土地区画整理事業の換地処分をした旨 陸前高田市愛宕下土地区画整理組合から届出があった。

平成17年7月1日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

遠野地方振興局長告示

遠野地方振興局長告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成17年7月1日

遠野地方振興局長 高 橋 信 雄

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 遠野市松崎町白岩第19地割 宇羽根通79番1、80番1、81番1、82番1、89番、90番、91番、92番及び93番並びにこれらの区域に隣接介在する認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 遠野市松崎町 白岩11地割25番地 菊池恒彦 遠野市青笹町糠前第34地割10番地 菊池正晴 遠野市青笹町糠前5地割35番地1 定信工業株式会社

盛岡地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更する旨届出があった。

平成17年7月1日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 有限会社谷藤不動産
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース菓子店 岩手郡滝沢村滝沢字菓子156番地6
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成17年7月1日
- (5) 変更の理由 お客様のニーズに対応した営業時間により、利便向上を図るため。

2 届出年月日 平成17年6月16日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び滝沢村役場

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年7月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 調達内容**(1) 購入等件名及び数量**

- ア 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センターいす・テーブル類A 1式
- イ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センターいす・テーブル類B 1式
- ウ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩手県立視聴覚障害者情報センターいす・テーブル類A 1式
- エ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩手県立視聴覚障害者情報センターいす・テーブル類B 1式
- オ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）盛岡運転免許センターいす・テーブル類 1式
- カ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センター箱・戸棚類 1式
- キ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩手県立視聴覚障害者情報センター箱・戸棚類 1式
- ク 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）盛岡運転免許センター箱・戸棚類 1式
- ケ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センター事務用機器類 1式
- コ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩

手県立図書館事務用機器類 1式

サ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センターちゅう房具類 1式

シ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）盛岡運転免許センター運転適正検査装置 1式

ス 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩手県立視聴覚障害者情報センター館内情報検索システム端末機器 1式

セ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センター光学機器類 1式

ソ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩手県立図書館光学機器類 1式

タ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩手県立図書館マイクロリーダープリンタ 1式

チ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）盛岡運転免許センター合格発表装置 1式

ツ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）盛岡運転免許センター講習機器装置 1式

テ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センター諸工具類 1式

ト 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）県民活動交流センター音響機器類 1式

ナ 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）岩手県立図書館放送操作盤 1式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成17年12月28日

(4) 納入場所 盛岡駅西口複合施設（いわて県民情報交流センター）

(5) 最初の契約に係る入札公告日 平成17年4月1日

(6) 入札方法 (1)の件名ごとに総価でそれぞれ入札に付する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成16年岩手県告示第905号）に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 当該購入物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県出納局総務課用品担当 電話番号019-629-5966(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び入札説明書の交付を希望する件数分の郵便切手又は国際返信切手券(1件につき重量190gに見合う郵便料金に相当するもの)を添えて申し込むこと。)
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 平成17年8月11日午前9時30分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- イ 平成17年8月11日午前10時15分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- ウ 平成17年8月11日午前11時 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- エ 平成17年8月11日午後1時30分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- オ 平成17年8月11日午後2時15分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- カ 平成17年8月11日午後3時 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- キ 平成17年8月11日午後3時45分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- ク 平成17年8月12日午前9時30分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月11日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- ケ 平成17年8月12日午前10時15分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月11日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- コ 平成17年8月12日午前11時 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月11日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- サ 平成17年8月12日午後1時30分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月11日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)
- シ 平成17年8月12日午後2時15分 岩手県庁舎1階出納局

入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月11日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

ス 平成17年8月12日午後3時 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月11日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

セ 平成17年8月12日午後3時45分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月11日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

ソ 平成17年8月18日午前9時30分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月17日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

タ 平成17年8月18日午前10時15分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月17日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

チ 平成17年8月18日午前11時 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月17日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

ツ 平成17年8月18日午後1時30分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月17日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

テ 平成17年8月18日午後2時15分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月17日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

ト 平成17年8月18日午後3時 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月17日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

ナ 平成17年8月18日午後3時45分 岩手県庁舎1階出納局入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月17日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す仕様書等の書類を平成17年7月28日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のし

た入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① Chairs and tables-various types A for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ② Chairs and tables-various types B for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ③ Chairs and tables-various types A for Iwate Prefectural Audio & Visual Disability Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ④ Chairs and tables-various types B for Iwate Prefectural Audio & Visual Disability Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑤ Chairs and tables-various types for Morioka Driving License Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑥ Tray boxes, cabinets, etc.-various types for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑦ Tray boxes, cabinets, etc.-various types for Iwate Prefectural Audio & Visual Disability Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑧ Tray boxes, cabinets, etc.-various types for Morioka Driving License Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑨ Office Equipment for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑩ Office Equipment for Iwate Prefectural Library at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑪ Kitchen Equipment for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set
- ⑫ Automobile Driver Training Simulator for Morioka Driving License Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑬ Information Retrieval Database System for Iwate Prefectural Audio & Visual Disability Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑭ Visual Equipment for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑮ Visual Equipment for Iwate Prefectural Library at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑯ Micro Reader Printer for Iwate Prefectural Library at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑰ Electronic Display for Morioka Driving License Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑱ Classroom Multimedia Equipment for Morioka Driving License Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑲ Miscellaneous Tools and Equipment for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

⑳ Audio Equipment for Iwate Citizen's Activity Center at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

㉑ Broadcast Control Console for Iwate Prefectural Library at New Facilities Building on the Western Side of Morioka Station (Iwate Communications Center) 1 set

(2) Time-limit of tender :

- ① 9 : 30 a.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 10, August, 2005)
- ② 10 : 15 a.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 10, August, 2005)
- ③ 11 : 00 a.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 10, August, 2005)
- ④ 1 : 30 p.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 10, August, 2005)
- ⑤ 2 : 15 p.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 10, August, 2005)
- ⑥ 3 : 00 p.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 10, August, 2005)
- ⑦ 3 : 45 p.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 10, August, 2005)
- ⑧ 9 : 30 a.m., 12, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 11, August, 2005)
- ⑨ 10 : 15 a.m., 12, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 11, August, 2005)
- ⑩ 11 : 00 a.m., 12, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 11, August, 2005)
- ⑪ 1 : 30 p.m., 12, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 11, August, 2005)

- ⑫ 2:15 p.m., 12, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 11, August, 2005)
- ⑬ 3:00 p.m., 12, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 11, August, 2005)
- ⑭ 3:45 p.m., 12, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 11, August, 2005)
- ⑮ 9:30 a.m., 18, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 17, August, 2005)
- ⑯ 10:15 a.m., 18, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 17, August, 2005)
- ⑰ 11:00 a.m., 18, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 17, August, 2005)
- ⑱ 1:30 p.m., 18, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 17, August, 2005)
- ⑲ 2:15 p.m., 18, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 17, August, 2005)
- ⑳ 3:00 p.m., 18, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 17, August, 2005)
- ㉑ 3:45 p.m., 18, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 17, August, 2005)
- (3) Contact Point for the notice:
General Affairs Division, Bureau of the Treasury, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL 019-629-5966

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年7月1日

岩手県医療局長 法 貴 敬

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア 放射線情報システム 1式

イ 脳神経外科用手術顕微鏡システム 1式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 (1)の件名ごとに次のとおりとする。

ア 平成18年2月28日

イ 平成17年10月31日

(4) 納入場所 (1)の件名ごとに次のとおりとする。

ア 岩手県立磐井病院

イ 岩手県立花巻厚生病院

(5) 入札方法 (1)の件名ごとに総価でそれぞれ入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可

を受けている者であること。

(3) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 岩手県医療局業務課業務担当 電話番号019-629-6334(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。)

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成17年8月11日午前11時 岩手県医療局1階会議室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年8月10日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 入札金額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す仕様書等の書類を平成17年8月3日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県医療局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 医療局財務規程(昭和51年岩手県医療局管理規程第6号)第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Radiology information system 1 set

② The operation microscope system for cranial nerve surgery 1 set

(2) Time-limit of tender:

11:00 a.m., 11, August, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 10, August, 2005)

(3) Contact Point for the notice:

Business Affairs Section, Business Affairs Division,

Bureau of Medical Affairs, Iwate Prefectural Government, 11-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-0023, JAPAN TEL019-629-6334	
---	--

岩手県報 第10470号

平成17年 7 月 1 日 印 刷

平成17年 7 月 1 日 発 行

発 行 人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日 (これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

購読料 1 箇月 3,400円 (送料共)

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社